

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月25日

【会社名】 株式会社京三製作所

【英訳名】 Kyosan Electric Manufacturing Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 戸子台 努

【本店の所在の場所】 横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1

【電話番号】 045-501-1261 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 玉木 敏弥

【最寄りの連絡場所】 横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1

【電話番号】 045-503-8100

【事務連絡者氏名】 総務部長 玉木 敏弥

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第150回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額313,769,550円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 株主総会の招集権者および議長を取締役社長から代表取締役に変更するための所要の変更を行う。

ロ インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会において、株主総会参考書類等をインターネットによりみなし提供することを可能とする。

ハ 業務執行の役割・責任に応じて執行役員に階層を設けていることから所要の変更を行う。

ニ 取締役会の招集権者および議長を取締役会長から代表取締役に変更するための所要の変更を行う。

ホ 取締役および監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備するため、「会社法」（平成17年法律第86号、以下「会社法」という）第426条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、規定を新設する。

ヘ 取締役（非業務執行取締役）に適切な人材を広く招聘できる環境を整備するため、会社法第427条第1項の規定により、取締役（非業務執行取締役）との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設する。

ト 監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備するため、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設する。

チ 上記各変更に伴う条数の変更を行う。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、西川つとむ、戸子台 努、小野寺 徹、東方久純、吉川 節、西田繁信、兼次豊明、藤本克彦、阪本昌成を選任する。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役として、渡辺弘一、和田正雄、大島正寿、坂下久雄を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、紺野晃男を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	53,152	59	0	(注)1	可決 98.8
第2号議案 定款一部変更の件	52,529	682	0	(注)2	可決 97.6
第3号議案 取締役9名選任の件				(注)3	
西川つとむ	50,283	2,928	0		可決 93.4
戸子台 努	50,500	2,711	0		可決 93.8
小野寺 徹	51,981	1,230	0		可決 96.6
東方 久純	52,060	1,151	0		可決 96.7
吉川 節	52,057	1,154	0		可決 96.7
西田 繁信	52,056	1,155	0		可決 96.7
兼次 豊明	53,076	135	0		可決 98.6
藤本 克彦	52,133	1,078	0		可決 96.9
阪本 昌成	52,128	1,083	0		可決 96.9
第4号議案 監査役4名選任の件				(注)3	
渡辺 弘一	50,918	2,293	0		可決 94.6
和田 正雄	50,955	2,256	0		可決 94.7
大島 正寿	53,150	61	0		可決 98.8
坂下 久雄	48,888	4,323	0		可決 90.8
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注)3	
紺野 晃男	53,120	91	0		可決 98.7

- (注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権は加算しておりません。